

社会福祉法人 幸
(介護予防支援) 居宅介護支援事業所 なごみの里
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 幸が開設する(介護予防支援)居宅支援事業所 なごみの里 (以下「事業所」という) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な(介護予防支援)居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- 三 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事務所の名前は 居宅介護支援センター なごみの里 とする。

二 事務所の所在地は 姫路市大津区吉美780番地

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所は次のとおり管理者を配置する。

- 1 管理者 1名 (常勤兼務)
 - 2 管理者は職員及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- 二 当事業所は次のとおり介護支援専門員を配置する。
- 1 介護支援専門員 2名 (常勤専従)
1名 (常勤兼務)
 - 2 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける
 - 3 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う
 - 4 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う

(営業日及び時間)

第5条 営業日および営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から土曜日までとする。
(ただし祝日および12月29日～1月3日を除く)
- 二 営業時間は通常時間として9時から18時とする。

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドラインとする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は当事務所の相談室とする。
- 四 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

(利用料)

第7条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

第8条 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 一 片道1kmあたり 10円
- 二 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けすることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は下記のとおりとする。

姫路市全域(家島町、安富町を除く)、たつの市、太子町

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年4回

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以

外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする

(苦情処理)

第12条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(その他)

第15条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 幸と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。